

茨城県立さしま少年自然の家 指定管理者募集要項

茨城県教育庁生涯学習課

目 次

1	管理運営の基本方針 -----	1
2	施設の概要 -----	1
3	指定管理者が行う業務 -----	3
4	管理の基準 -----	3
5	指定管理者と県における責任分担 -----	5
6	指定管理者の指定期間 -----	5
7	利用料金収入 -----	5
8	指定管理業務に係る経費 -----	5
9	職員の配置 -----	5
10	応募者の資格要件 -----	6
11	申請書類 -----	6
12	スケジュール -----	7
13	応募の手続 -----	8
14	指定管理者の指定 -----	8
15	指定管理者指定後の手続等 -----	9
16	指定管理者の指定の取消し等の措置について -----	10
17	指定管理業務の引継について -----	10
18	問い合わせ先 -----	10

茨城県立さしま少年自然の家の指定管理者募集要項

茨城県では、茨城県立さしま少年自然の家の設置目的をより効果的・効率的に達成し、県民サービスの向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号。以下「条例」という。）第11条に規定する施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集いたします。

1 管理運営の基本方針

さしま少年自然の家は、共同生活訓練及び各種の研修等を行い、心身ともに健全で情操豊かな青少年の育成を図ることを目的として設置しており、運営に当たっては、「明るい温かい楽しい施設づくり」を目標に、次の4点を運営方針として、その達成に努めている。

- (1) 青少年教育機関の中核としての役割を自覚し、利用者のニーズに応えられるよう運営に努める。
- (2) 利用団体の発達段階、目的に応じた活動が展開できるよう、活動内容の充実と弾力的運営を図る。
- (3) 施設設備の保安全管理に留意し、今あるもので何ができるか見直し、利用者の多様化に応じた条件整備を図る。
- (4) 職員は、施設利用者の良き援助者としての資質を高めるための専門的分野の研修を一層高める。

施設は、西に利根川、東に筑波山を望む洪積台地（猿島台地）に位置し、施設の周辺は松・杉をはじめナラ・クヌギなどの雑木林に囲まれるなど、自然に恵まれているうえ、周辺には平将門ゆかりの国王神社など多くの遺跡や文化財があり、自然や歴史を学ぶのにふさわしい環境にある。

また、集会室をはじめ、プレイハウス・工作館・野外炊飯場・キャンプ場などのほか、プラネタリウムや天体観測室などの施設を有し、グラウンドゴルフ・ウォークラリー・オリエンテーリングなどの野外活動、こけしづくり・七宝焼きなどの創作活動、そば打ち・うどん打ちなどの食事作り、キャンプファイヤーなどのほか、プラネタリウムを使っての星の学習、天体観測など、施設の特徴を生かした研修プログラムを提供している。

今後とも、自然体験活動等の重要性を踏まえ、学校や社会教育関係団体、地域社会と連携をより一層強化させながら、施設運営を行っていくこととする。

2 対象施設の概要

- (1) 名称 茨城県立さしま少年自然の家
- (2) 所在地 猿島郡境町大字伏木2095-3
- (3) 施設の設置目的
共同生活訓練及び各種の研修棟を行い心身ともに健全な青少年の育成を図ること。
- (4) 設置日 昭和57年12月1日
- (5) 設置根拠（条例名）
学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号。以下「条例」という。）
- (6) 施設の概要等
敷地 面積 129,738.00m²
施設 宿泊定員 300名

施設の種類	構造・規模	数量	建設期	施設の概要
管理棟	鉄筋コンクリート造 延べ 2,260.45 m ²	1 棟	S 57	事務室・宿直室・プレイハウス(定員 120 名),天体観測室,プラネタリウム(定員 145 名)
生活棟	鉄筋コンクリート造 延べ 2,762.70 m ²	1 棟	S 57	浴室 6 室(定員各室 5 0 名),宿泊室 2 3 室(宿泊定員 300 名),食堂兼集会室 3 室(各 108 名)
工作館	鉄筋コンクリート造 延べ 289.20 m ²	1 棟	H3	七宝焼き,こけし作り うどん・そば打ち
倉庫	ブロック造 延べ 9.00 m ²	1 棟	S58	
	鉄筋コンクリート造 延べ 38.44 m ²	1 棟	S53	
	ブロック造 延べ 45.85 m ²	1 棟	S59	
	鉄筋コンクリート造 延べ 145.44 m ²	1 棟	S58	
自転車置場	鉄骨造 延べ 108.00 m ²	1 棟	S58	
風車発電機	ブロック造 延べ 5.70 m ²	1 棟	S58	
炊事場	鉄骨造 延べ 64.0 m ²	1 棟	S59	
屋根付炊事場	木造 延べ 7.29 m ²	1 棟	S59	
便所	鉄筋コンクリート造 延べ 38.44 m ²	1 棟	S58	
	鉄筋コンクリート造 延べ 38.44 m ²	1 棟	S58	
	鉄筋コンクリート造 延べ 38.44 m ²	1 棟	S58	
	鉄筋コンクリート造 延べ 38.44 m ²	1 棟	S58	
	鉄筋コンクリート造 延べ 38.44 m ²	1 棟	S58	
	鉄筋コンクリート造 延べ 18.50 m ²	1 棟	H 9	
野鳥観察小屋	鉄筋コンクリート造 延べ 40.00 m ²	1 棟	S58	
飯ごう炊飯場	木造・トタン屋根 延べ 7.95 m ²	1 棟	S54	
	木造・トタン屋根 延べ 123.0 m ²	1 棟	H8	

備 品

自動食器洗浄機, プラネタリウムソフト(6 本), オートライザー, スチームコンベクションオープン, 倉庫, 揚物機, 食器浸漬かきあげ機, 屈折赤道儀
小型自動車(貨物) 1 台(S 63), 軽自動車(貨物) 1 台(H 11)

その他

駐車場, 駐輪場, キャンプ場(2 カ所), キャンプファイヤー場(4 カ所), 野鳥の森, ロー

ラースケート場，国旗掲揚柱，屋外炊飯場及び屋根付き炊飯場等
迷路ジョギングコース
グラウンドゴルフコース（常設 8 コース），ゲートボールコート（10コート）
オリエンテーリングコース（1コース）
ミニオリエンテーリングコース（3コース）
ピンゴオリエンテーリングコース（1コース）
動物広場（シカ，ウサギ，ヤギ，クジャク等）

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は，管理運営の基本方針を踏まえ，条例第 13 条に定める業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。

具体的には，以下の業務内容となりますので，別添「業務仕様書」を参考としてください。

- （1）施設の利用に関する業務
- （2）施設設備の維持管理に関する業務
- （3）施設利用の促進と青少年教育・研修事業
- （4）その他施設の管理に必要と認められる業務

4 管理の基準

条例第 17 条に定める管理の基準に基づき，運営することといたします。

（1）開所日

休所日を次のとおりとし，それ以外を開所日とします。ただし，アからウにかかわらず，指定管理者は，必要があると認めるときは，教育委員会の承認を得て，休所日を臨時に変更し，又は臨時に休所日を定めることができます。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）

イ 毎週日曜日又は月曜日で教育委員会が指定する日

ウ 1 月 2 日，同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日

（2）利用料金の設定

利用料金は，条例に定める額の範囲内で，指定管理者が教育委員会の承認を得て決定することとし，料金の算定方法や納付方法の詳細については，別途定める必要があります。

（3）利用料金の減免

利用料金は，次の場合に免除するものとします。

ア 教育課程に基づく教育活動として，盲学校，聾学校，養護学校の児童生徒及び引率者が使用するとき。

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく児童福祉施設，身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定に基づく身体障害者更生援護施設，知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定に基づく知的障害者援護施設又は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定に基づく老人福祉施設に入所している者及びその引率者が使用するとき。

ウ 身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者，療育手帳を有する者又は精神障害者保健福祉手帳を有する者（以下「障害者等」という。）及び付添人が使用するとき。ただし，付添人は，当該障害者等 1 人につき 1 人に限る。

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者が使用するとき。
オ 茨城県が主催する講演会，講習会等の事業のために日帰りで使用するとき。
カ その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(4) 関係法令等の遵守

地方自治法等関係法令及び条例等の規定を遵守し，適正な管理を行う必要があります。

(5) 平等かつ適切なサービスの提供

利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行う必要があります。

(6) 適切な施設の維持管理

茨城県立さしま少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の維持管理を適切に行う必要があります。

(7) 適切な個人情報の取扱い

指定管理者は，指定管理業務を通じて取得した個人情報について，その取扱いに十分留意し，保護を図るために，別途締結する協定において必要な措置を講じることとします。

なお，正当な理由のない個人情報の漏えい等については，茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）に基づく罰則が適用される場合があります。

(8) 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度9月末までに，次年度の事業計画書及び収支計画書について，教育委員会と調整のうえ作成し，提出してください。

(9) 事業実績報告書

毎年度終了後に，指定管理業務全般に係る事業実績報告書を提出してください。

(10) 業務の一括再委託の禁止

指定管理者は，管理に係る業務を一括して第三者へ委託し，又は請け負わせることはできません。ただし，業務の一部については，教育委員会と協議のうえ委託することができます。

(11) 守秘義務

指定管理者は指定管理業務を行うに当たり，業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり，自己の利益のために使用することはできません。指定期間が終了した後も同様とします。

(12) 情報公開

指定管理者は，指定管理業務を通じて作成，取得した情報について，開示や提供の申出があった場合には，これに応えるために情報公開規程の整備や，情報提供施策の充実などに努めることとします。

(13) 環境への配慮

指定管理者は，環境関連法令を遵守して指定管理業務を実施する必要があります。

特に，省資源，省エネルギー推進のため，電気やガソリン，紙類等の使用量削減に向けた具体的な目標を設定するなど，積極的な取組を行っていただきます。

また，廃棄物の排出抑制やグリーン購入の推進，化学物質等の適正管理，施設周辺の生態系の保全等，環境に配慮した取組に努めることとします。

(14) その他

管理の基準に関する細目は，別途，教育委員会と指定管理者の間で締結する協定で定めることとします。

5 指定管理者と教育委員会における責任分担

指定管理者と教育委員会の責任分担の詳細については別途協定で定めませんが、教育委員会の基本方針は、別表のとおりとします。

ただし、別表に定める事項に疑義のある場合又は定めのない事項については、指定管理者が教育委員会と協議して決めることとします。

6 指定管理者の指定期間

指定期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間を予定しています。この期間は、議会議決後、正式な指定期間となります。

7 利用料金収入

利用者が施設の利用等のため納付した利用料金は指定管理者の収入となります。

また、この利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めることとなります。

8 指定管理業務に係る経費

(1) 経費に関する協議

指定管理業務に要する経費については、各年度ごとに指定管理者から提出される収支計画書を踏まえ、教育委員会と指定管理者の間で協議し、毎年度の年度協定において定めず。

(2) 経費の支払い

教育委員会は、指定管理業務に要する経費の見込額から利用料金及びその他の収入（給食業務収入等）の見込額を差し引いた額を委託料として、各年度の予算の範囲内で指定管理者に支払います。

なお、過去3か年の少年自然の家の管理運営に係る委託料等経費の内訳、使用料収入については、別添資料を参照してください。

(3) 委託料の精算

指定管理業務を県が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

ただし、修繕・改築等の費用については、毎年度精算することとし、当初の見込額に剰余が生じた場合は返還を求めます。

また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

9 職員の配置

少年自然の家は、児童生徒及び青少年に社会性や豊かな人間性などを育むための各種研修や団体活動の場として設けられた社会教育施設であり、自然体験活動や社会奉仕活動等の各種研修等の事業を適切かつ円滑に実施することが求められています。このため、運営に当た

っては、学校教育と相互に連携し、児童生徒及び青少年の発達段階に応じた奉仕活動・体験活動など多様な活動プログラムを開発提供することが必要となります。

こうしたことから、少年自然の家においては、事務スタッフのほか、社会教育主事の資格及び教員免許状を有し、豊かな経験と能力を有する者又はこれと同等以上の者を適正な数だけ配置するとともに、それら職員の中から他の職員の指導的立場にある職員を配置することとします。

また、施設の責任者として所長を配置することとします。

10 応募者の資格要件

- (1) 応募者の資格は、県内に拠点となる事務所（緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制を有すること。）を置く法人その他の団体であって、次のいずれにも該当しない者としてします。
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - 茨城県から指名停止措置を受けている者
 - 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている者
 - 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）
- 複数の団体の中から、代表団体を定めて下さい。
 - なお、単独で応募した団体が他のグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員が他のグループ応募の構成員になることはできません。

11 申請書類

応募に係る申請書類は次のとおりです。

【申請書類】

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 収支計画書（様式3の1，3の2）
- (4) その他添付書類
 - 団体の概要に関する書類（様式4）
 - 定款、寄付行為その他これらに準ずる書面
 - 法人にあっては登記事項証明書（1か月以内に取得したもの）
 - 前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
 - 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
 - 役員の名簿及び履歴書
 - 茨城県の各県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県に納税義務がある者に限る。）
 - 税務署が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県に納税義務がない者に限る。）
 - その他、教育委員会が特に必要と認める書類

【グループ応募の場合】

- (1) から (3) のほか、グループ内における各団体の役割、責任分担に関する事項（任

意様式)を添付してください。

また、構成団体ごとに(4)の書類を添付して下さい。

【提出部数】

正本1部、副本10部

【応募にあたっての留意事項】

必要に応じ追加資料をお願いすることがあります。

提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は失格とします。

提出された書類については変更することはできません。

提出された書類は返却しません。

指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

応募に関する費用は、すべて応募者の負担となります。

応募者は、当該応募について選定委員(14(1)参照)との接触を禁止します。選定委員との接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

選定結果として申請者名、審査結果の概要等の公開をする場合があります。また、提出された申請書類等は、情報公開の請求により開示する場合がありますので御承知の上申請してください。

1.2 スケジュール

1 募 集	
募集要項配布	平成17年8月 1日(月)~平成17年8月31日(水)
募集に関する質問	平成17年8月 1日(月)~平成17年8月31日(水)
現地説明会・見学会	平成17年8月10日(水)
申請書類の受付	平成17年9月 1日(木)~平成17年9月 9日(金)
2 選 定	
第一次審査(書類審査)結果	平成17年9月中旬
第二次審査 (プレゼンテーション)	平成17年9月下旬
3 指定管理者の候補者決定	平成17年10月下旬
4 議会の議決	平成17年12月中下旬(予定)
5 指定管理者の指定の告示	議会の議決後速やかに行います。
6 協定の締結	当該予算に係る議会の議決後速やかに行います。
7 指定管理業務の開始	平成18年4月1日

1.3 応募の手續

(1) 募集要項等の配布

【配布期間】平成17年8月1日(月)～平成17年8月31日(水) (土曜日及び日曜日を除く。)

【配布窓口】18 問い合わせ先又は県のホームページからダウンロードできます。
(<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/news/h17/0801/shiteikanrisyabosyuannai.htm>)

(2) 募集に関する質問

募集に関する質問は、軽微なものを除き、原則として質問書(様式5)により行って下さい。提出方法は郵送、ファックス、メールとします。

なお、質問に対する回答は、必要に応じて県のホームページ

(<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/news/h17/0801/shiteikanrisyabosyuannai.htm>) に掲載するので確認して下さい。

【受付期間】平成17年8月1日(月)～平成17年8月31日(水)

【質問先】18 問い合わせ先参照

(3) 現地説明会・見学会

応募者は可能な限り説明会等に出席して下さい。その場合、8月9日(火)までに参加申込書(様式6)を提出して下さい。提出方法は郵送、ファックス、メールとします。

【開催日時】平成17年8月10日(水)午後2時30分～

【開催場所】茨城県立さしま少年自然の家 A棟食堂

(4) 申請書類の受付

【提出方法】申請書類は持参とします。

【提出場所】18 問い合わせ先参照

【受付期間】平成17年9月1日(木)～平成17年9月9日(金)
(土曜日及び日曜日は除きます。)

平日の午前8時30分から午後5時まで

(ただし正午から午後1時は除きます。)

1.4 指定管理者の指定

条例第15条の規定に基づき、下記の選定基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として教育委員会が指定します。

(1) 指定管理者の候補者の選定は、教育委員会が設置する指定管理者選定委員会において、次の選定基準により行います。

指定管理業務の実施に係る計画書(以下「計画書」という。)による少年自然の家の運営が県民の平等利用を確保することができるものであること。	県民の平等利用が確保されているか。
	利用者本位のサービスが提供されているか。

計画書の内容が少年自然の家の効用を最大限に発揮させるものであること。	少年自然の家の設置目的や性格を十分に理解した計画の内容か。
	計画書の内容を適切に遂行できるか。
	適切な施設の維持管理が確保されているか。
少年自然の家の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行えるか。
計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な経営基盤を有しているか。
	効果的・効率的な管理運営の体制か。
	収支計画は妥当か。
	少年自然の家又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。
	指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。
	適切に個人情報管理できるか。
関係法令の遵守及び少年自然の家利用者の安全を確保しているか。	

(2) 審査は、提出された事業計画書等により一次審査（書類審査）を行った後、通過者について二次審査（プレゼンテーション）を行います。一次審査の結果は、平成17年9月中旬頃までに文書で通知します。

(3) 審査結果の通知は、平成17年10月下旬頃、一次審査の通過者に対し文書で通知します。

15 指定管理者指定後の手続等

(1) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後（平成17年12月中旬頃）に、教育委員会と指定管理者は、指定管理業務の細目等について協議のうえ、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」及び年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに締結する「年度協定」を締結します。

なお、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議することとします。

(2) 協定書の主な内容

【基本協定の主な内容】

業務に関する基本的事項（施設の概要、指定管理業務、指定期間等）

遵守事項

委託料に関する事項

利用料金に関する事項
管理業務に係る責任分担に係る事項
実施計画書の提出に関する事項
事業報告書の提出及びその他報告事項に関する事項
秘密の保持，個人情報保護に関する事項
管理業務の継続が困難となった場合の措置等
指定の取り消し等に関する事項
損害賠償に関する事項
施設等の引き渡し，管理業務の引継ぎに関する事項
権利譲渡等の制限に関する事項
留意事項及び協議事項に関する事項
その他

【年度協定の主な内容】

管理業務の内容に関する事項
委託料の額に関する事項
その他

1.6 指定管理者の指定の取消し等の措置について

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により，当該指定管理者による管理を継続又は開始することが適当でないと認められるときは，指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

【指定管理者の責めに帰すべき事由】

正当な理由なくして，協定の締結に応じないとき。
指定管理者が遵守すべき法令等に違反したとき。
計画書に沿った管理を怠り，管理上重大な支障が生じたとき。
指定管理者が財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき。
社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
その他指定管理者による業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたとき。

- (2) 指定が取り消された場合の賠償等

上記1.6(1)指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定が取り消され，又は業務の全部若しくは一部が停止された場合，指定管理者は，教育委員会が被った損害を補償しなければなりません。

- (3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により，業務の継続性が困難となった場合，教育委員会と指定管理者は，業務継続の可否等について協議を行い，継続が困難と判断した場合，教育委員会が指定管理者の指定の取消し，又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

1.7 指定管理業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより，次期指定管理者等に指定管理業務を引き継ぐ場合は，業務が円滑に引き継がれるよう協力していただきます。

1 8 問 い 合 わ せ 先

茨城県教育庁生涯学習課

住 所：〒 310-8588 水戸市笠原町 978-6

電 話：0 2 9 - 3 0 1 - 5 3 1 3

F A X：0 2 9 - 3 0 1 - 5 3 3 9

E-mail：shogaku@pref.ibaraki.lg.jp

(別表)

指定管理者と教育委員会における責任分担

		指定管理者	教育委員会
施設(設備,備品等を含む。)の維持管理			
安全衛生管理			
個人情報の保護・管理			
土地賃借料の支払い			
施設の目的外使用許可(自動販売機の設置等)			
プラネタリウムリース料の支払い			
事故,災害等による施設の原状回復		(責めに帰すべき事由であるとき)	
施設利用者の被災に対する責任		(責めに帰すべき事由であるとき)	
県有施設の火災保険の加入			
利用者に係る保険の加入			
包括的な管理責任			
施設の修繕・改築等の実施			
(1)施設	見積額 100 万円未満の修繕・改築		
	上記以外	指定管理者と教育委員会において協議のうえ決定します。	
(2)設備	見積額 10 万円未満の修繕		
	上記以外	指定管理者と教育委員会において協議のうえ決定します。	
(3)備品	見積額 10 万円未満の修繕・更新		
	上記以外	指定管理者と教育委員会において協議のうえ決定します。	

上記のほか,指定管理者の責めに帰すべき事由(故意・過失・怠慢等)により生じたものについては,指定管理者の責任(負担)となります。

(様式1)

茨城県立さしま少年自然の家の指定管理者指定申請書

年 月 日

茨城県教育委員会委員長 殿

申請者	住所地 名称 代表者の氏名 電話番号	印
-----	-----------------------------	---

茨城県立さしま少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

添付書類

- 1 指定管理業務に係る計画書
- 2 定款，寄付行為その他これらに準ずる書面
- 3 法人にあっては，登記事項証明書
- 4 前事業年度における財産目録，貸借対照表，損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
- 5 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
- 6 前各号に掲げるもののほか，教育委員会が特に必要と認める書面

(様式2)

事業計画書

1 青少年教育の拠点施設としての管理運営に関する基本方針
(理念・運営方針, 目標設定等)

2 経営方針
(収入の確保や経費の縮減を図るための方針等)

3 人員配置計画及び組織図

組織人員一覧表

役職・職種	担当業務	能力・資格 実務経験年数等	雇用形態	雇用者の確保方策	年齢層	備考

- 1 雇用形態欄には, 常勤, 臨時, 嘱託等の別を記載すること。
- 2 雇用者の確保方策欄には, 申請者が既に雇用している者(雇用済)又は今後雇用を予定する者(予定)の別, その目途を記入すること。
- 3 備考欄には, 勤務体制(勤務時間, 休日設定)を記入すること。(別紙可)
- 4 欄外に組織図を記入すること。

4 利用促進計画(利用者増加, 広報, モニタリング等)

5 利用者サービスの向上計画
(要望・苦情等の対応, 接遇の向上等)

6 利用料金設定の具体的な方針

- 7 安全対策の計画
(事故防止のための対策・体制づくり, 防災に対する計画, 緊急時の対応, 避難誘導体制等)

- 8 個人情報保護への取組計画

- 9 人材育成・職員研修への取組計画

- 10 各種事業の実施計画

- 11 自主事業の実施計画

- 12 施設・設備の維持管理計画

- 13 業務の再委託計画

- 14 類似施設の管理運営実績

(様式 3 の 1)

収支計画書

平成 年度の収支計画書

【収入の部】

(単位 : 千円)

区 分	金 額	積 算 内 訳
委託料		
利用料金		
(事業収入)		
(その他収入)		
収入合計		

【支出の部】

区 分	金 額	積 算 内 訳
人件費		
維持管理費 (修繕費を除く)		
修繕費		
事業費		
(自主事業に係る経費)		
(その他支出)		
支出合計		

指定期間の収支計画書を年度別に作成してください。

(様式3の2)

収支計画書(平成18年度~平成22年度)

(単位:千円)

		H18	H19	H20	H21	H22	合計	増減理由
収入項目	委託料							
	利用料金							
	(事業収入)							
	(その他収入)							
収入合計								
支出項目	人件費							
	維持管理費 (修繕費を除く)							
	修繕費							
	事業費							
	(自主事業に係る経費)							
	(その他支出)							
支出合計								

- 1 平成18年度~平成22年度における各年度の収支予算を主な収入支出項目に区分して示すこと。
- 2 消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

(様式4)

団体の概要に関する書類

ふりがな 団体の名称				
代表者名				
団体の所在地	〒			
	電話番号		F A X	
申請団体の名称 (ケルーフ [®] 応募の場合)			代表団体 構成団体 (いずれかに)	
設立年月日				
沿革				
資本金又は基本財産				
従業員数				
類似施設(業務)の 運営実績				
免許, 登録				
応募に関する担当者 等	役職・氏名		所属	
	電話番号		F A X	

- 1 会社概要等がある場合は添付してください。
- 2 欄が不足する場合は, 別紙を追加してください。

(様式5)

指定管理者指定申請に係る質問書

茨城県

教育庁生涯学習課 宛

住所：〒310-8588 水戸市笠原町 978-6

F A X：029 - 301 - 5339

Eメール：shogaku@pref.ibaraki.lg.jp

平成 年 月 日

団体の名称			
質問者	役職・氏名		所属
	連絡先	電話，FAX，Eメールアドレス等を記載	
質問内容			

(様式6)

指定管理者現地説明会・見学会参加申込書

茨城県

教育庁生涯学習課 宛

住所：〒310-8588 水戸市笠原町 978-6

FAX：029-301-5339

Eメール：shogaku@pref.ibaraki.lg.jp

平成 年 月 日

次のとおり，平成17年8月10日開催の現地説明会・見学会への参加を申し込みます。

団体の名称			
団体の所在地			
参加者 (1団体2名以内)	役職・氏名		所属
			電話番号
	役職・氏名		所属
			電話番号
グループ応募の場合	いずれかに 代表団体 構成団体		
	申請団体の名称		